

当翻訳は，出入国在留管理庁による仮訳であり，正確には原文に当たってください。
また，今後当仮訳は精査の上，変更されることがあり得ることに御留意ください。

国別情報及び指針

ガーナ：性的指向及びジェンダーアイデンティティ

1.0 版

2016 年 2 月

目次

序文.....	4
指針.....	6
1. 序文	6
1.1 申請の根拠	6
1.2 留意すべき他の点	6
2. 問題に対する考え.....	6
2.1 信ぴょう性	6
2.2 特定の社会的集団	7
2.3 危険性の評価	7
2.4 保護.....	10
2.5 国内移住.....	10
2.6 却下された場合は、当該申請を証明できる見込みはあるか。	11
3. 方針の概要	11
国別情報	12
4. 法律上の権利.....	12
4.1 憲法	12
4.2 成文法.....	12
4.3 法の解釈	13
5. 国家当局の態度及び扱い.....	15
5.1 同性愛行為を理由とする逮捕及び訴追	15
5.2 警察の暴力	16
5.3 嫌がらせ及び恐喝	17
5.4 国の保護.....	18
5.5 政府関係者の公式声明	19
6. 社会規範	21
6.1 市民的自由.....	21

6.2 宗教	21
6.3 婚姻	22
7. 社会の態度及び扱い	22
7.1 LGBT 集団と人権 NGO	22
7.2 ゲイの『活動環境』又は『コミュニティ』	24
7.3 世論	26
7.4 暴力及び差別	26
7.5 反 LGBT 抗議運動	29
7.6 サービスの利用機会	29
7.7 宗教的扱い	30

序文

本書は、内務省の意思決定者を対象とした、出身国情報(COI)及び特殊な保護及び人権の申請の取り扱いについての指導書である。これには、申請が庇護、人道的保護又は裁量による在留許可の付与を正当化される見込みがあるものか否か及び – 申請が却下された場合には – 2002 年国籍・移民・庇護法(Nationality, Immigration and Asylum Act)の第 94 条の下に『明らかに根拠のないものである』と証明できる見込みがあるか否かが含まれる。

意思決定者は、本書に記載されるガイダンス、利用可能な COI、適用される判例法及び該当する政策についての内務省のケースワークガイダンスを初めとする、事案に特有な事情及び関連する全ての証拠を勘案した上で、申請を個別に検討しなければならない。

国別情報

本書に記載する COI は(通常)英語で公表される幅広い外部情報源から編纂したものである。正確を期するために、情報の妥当性、信頼性、正確さ、客観性、通用度、透明性及びトレーサビリティを検討した上で、どの情報源についても、利用された情報が真実であることを裏付けるよう最大限の努力をした。引用した情報源は全て脚注に記載した。国別情報の調査及び記載に当たっては、2008 年 4 月付けの出身国情報(COI)の処理に関する共通 EU[欧州連合]ガイドライン及び、2012 年 7 月付けの欧州庇護支援事務所の調査ガイドライン、出身国情報報告手法を参照した。

フィードバック

当省の最終目標は提供するガイダンス及び情報を継続的に改善することである。従って、本書へのコメントを希望される場合は、当方まで電子メールを送付いただきたい。

国別情報に関する独立諮問機関

国別情報に関する独立諮問機関(IAGCI)は、内務省の COI 資料の内容に関して国境移民独立主席検査官に勧告を行うために、同検査官により 2009 年 3 月に設立された。IAGCI は、内務省の COI 資料に関するフィードバックを歓迎する。内務省の資料、手続き又は政策を支持することは IAGCI の職務ではない。

IAGCI の連絡先は以下のとおりである。

国境・移民独立主席検査官

5th Floor, Globe House, 89 Eccleston Square, London, SW1V 1PN.

電子メール : chiefinspectorukba@icinspector.gsi.gov.uk

IAGCI がレビューした IAGCI の業務に関する情報及び COI 文書の一覧は、独立主任検査官のウェブサイト、<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/>で閲覧できる。

指針

1. 序文

1.1 申請の根拠

1.1.1 当該個人の実際の又は認識される性的指向及び／又はジェンダーアイデンティティを理由に当局及び／又は非国家主体から迫害される恐怖。

1.2 留意すべき他の点

1.2.1 本インストラクションでは、レズビアン、ゲイ、両性愛者及び性同一性障害者(LGBT)の人々に包括的に言及するが、それぞれの集団の構成員の経験は異なる可能性がある。

1.2.2 意思決定者は、庇護申請における性同一性問題、庇護申請におけるジェンダーアイデンティティの問題及び庇護申請におけるジェンダー公認に関する庇護申請取扱いに関するインストラクションも参照すべきである。

1.2.3 ガーナは男性についてのみ指定国として記載されているため、男性申請者の申請が却下される場合は、2002 年国籍、移民及び庇護法(Nationality, Immigration and Asylum Act 2002)の第 94 条に基づく証明について、検討しなければならない。

[目次に戻る](#)

2. 問題に対する考え

2.1 信ぴょう性

2.1.1 信ぴょう性の評価に関する情報については、信ぴょう性及び難民の地位の評価に関する庇護申請取扱いに関するインストラクションの第 4 節及び 5 節を参照のこと。

2.1.2 意思決定者は、英国ビザ又は他の形態の許可が過去に申請されたかどうかも確認しなければならない。庇護申請とビザの適合調査は、庇護申請者の聞き取り調査の

前に行うべきである(ビザ適合調査、英国ビザ申請者の庇護申請に関する庇護申請取扱いに関するインストラクションを参照)。

2.1.3 意思決定者は言語分析試験の実施の必要も検討すべきである(言語分析に関する庇護指令を参照のこと)。

[目次に戻る](#)

2.2 特定の社会的集団

2.2.1 ガーナでは、**LGBT** の人々に変更不能な共通の特徴を共有し、周囲社会から違っているとみなされる顕著なアイデンティティを有するため、難民条約の意味における特定の社会的集団(**PSG**)を形成する。

2.2.2 ガーナの **LGBT** の人々は **PSG** を構成するが、これは、かかる構成員であることの立証が、難民として認定されるべきであることを論証するだけの十分な根拠になるという意味ではない。各事案で取り組まれるべき問題は、特定の個人がかかる集団の構成員であることを理由に迫害の現実的危険性に晒されるか否かである。

2.2.3 特定の社会的集団に関する詳細な指針については、信ぴょう性及び難民の地位の評価に関する庇護申請取扱いに関するインストラクションの第 7 節 6 を参照のこと。

[目次に戻る](#)

2.3 危険性の評価

2.3.1 意思決定者は当該個人がその出身国に帰還した場合に、**LGBT** という 1 人の個人として自由且つ開放的に生活する意思があるか否かを立証しなければならない。これには、単にパートナーに魅力を訴え、パートナーとの関係を維持する行為を超える様々な行動が含まれる。当該個人が帰還時に、その性的指向の側面を実際に隠す意向であることが判明する場合は、意思決定者は当該個人がその意向を示す理由を検討しなければならない。これが単に、社会的圧力に対応したものである場合又は、自分で選んだ文化的又は宗教的理由によるもので、迫害の恐怖によるものでない場合は、その個人は十分に理由のある迫害の恐怖を抱いていない可能性がある。しかし、当該個人が隠匿に訴える理由が、申請が許可されなければ迫害を受けるという純粋な恐怖である場合は、その恐怖に十分な理由があるか否かを検討する必要がある。

2.3.2 詳細な指針については、庇護申請における性同一性の問題に関する庇護申請取扱いに関するインストラクションの 3.2 節を参照。

国の扱い

2.3.3 ガーナの刑法では、16 歳を超えるいずれきかの個人との『自然の理に反する性行為』を、『5 年以上 25 年以下』の禁固刑に値する犯罪としているが、この法律は、男性又は女性間の同性愛行為に明示的に言及していない。既存の法律が LGBT の人々の訴追に利用される可能性があるか否かは明らかではない。同性間の性行為が違法であるか否かの問題は、国内に大きな論議を引き起こしており、この問題はまだ解決されていない。

2.3.4 憲法で守られている国民は保護を受けられるが、これを性的指向まで拡大するか否かは、憲法では明示的に述べられていない。(法律上の権利を参照)

2.3.5 法律におけるジェンダーアイデンティティの言及はなく、性同一性障害者の扱いに関する報告はない(法律上の権利を参照)。

2.3.6 同性間の性行為を理由に個人が訴追又は収監された報告はなかったが、ソドミー又は『同性愛者』であることに関連する逮捕事案がいくつか報告された。ただし、正確な逮捕理由は不明確であることが多く、逮捕されたと思われる個人の人数及びいつ逮捕されたかに関するデータはない。LGBT の人々に対する国家暴力の事案がいくつか報告された。これは実際よりも少なく報告された可能性がある。一部の情報筋の報告によれば、国家当局による又は当局と結託した LGBT に対する暴力及び他の虐待が発生した。警察が LGBT の人々に嫌がらせや恐喝行為を働いた報告もいくつかあった。(法律上の権利を参照)

社会の扱い

2.3.7 ガーナは概ね、自由で開放的な民主主義社会であり、市民的自由が保護されている。故ジョン・アッタ・ミルズ(John Atta Mill)前大統領は、LGBT の権利を敵視していて、同氏の任期を通じて、複数の政府関係者からも、また宗教集団及びメディアを介しても反ゲイ的発言が聞かれた。ジョン・ドラマニ・マハマ現大統領は、LGBT の権利及び人々に対してこれより寛容な姿勢を示している。著名な公人の中には、LGBT の権利を指示する発言を行った者もいた(国の態度及び扱いを参照)。

2.3.8 LGBTの人々に対する社会的な敵意は広い範囲に見られる。ガーナは多宗教国家であり、キリスト教が主流でイスラム教は少数派である。上記の宗教集団の一部は同性愛を公然と非難している。LGBTの人々に対する社会的暴力の報告はいくつかあるものの、このような暴力の程度を示す証拠はあまりない。LGBTの人々は保健医療及び雇用や教育を受ける機会においても差別を受けている。(社会の態度及び扱いを参照)

2.3.9 ガーナには正式に登録された LGBT 組織はないが、NGO 及び人権擁護組織は自由に活動しており、政府からほとんど制限を受けていない。LGBTの人々が一部で支援されている報告があったが、LGBTの権利が優先事項になっていないと思われる組織も複数ある。(社会の態度及び扱いを参照)

2.3.10 ガーナにおける LGBT『コミュニティ』の規模、場所及び開放性は明らかでない。複数の情報筋は、タコラディ(Takoradi)及びオス(Osu)のアクラ(Accra)郊外等の、LGBT『コミュニティ』の類が存在する地域に言及している。都市部は農村地域に比べて LGBT に寛容であるようである。(社会の態度及び扱い：LGBT 集団及び人権擁護 NGO を参照)

2.3.11 最高裁判所は HJ (Iran) v Secretary of State for the Home Department (Rev 1) [2010]UKSC 31 (07 July 2010)の中で、十分に理由のある迫害の恐怖がなくても、ゲイという 1 人の個人として公然と生活できない個人に保護を拡大していかなければならないと裁定したが、LGBT コミュニティの存在を示す証拠はあるものの、LGBTの人々が全般的に、国及び社会によってどの程度公然と扱われたかに関する情報は少ない。同性間の性行為は非合法化されているが、訴追はほとんど見られず、告訴されることはほとんどない一方で、社会的不寛容は蔓延している。ただし、全般的に見ると、LGBTの人々が遭遇する差別及び虐待のレベルは、迫害又は別段の非人間的又は品位を傷つける扱いのレベルに達するようなものではない。どの事案も、個人の本案に基づいて検討する必要があるが、迫害又は重大な危害を受ける危険性に晒されていることを実証する責任は当該個人にある。

2.3.12 危険性の評価に関する詳細な指針については、信ぴょう性及び難民の地位の評価に関する庇護申請取扱いに関するインストラクションの第 6 節を参照。

2.3.13 LGBTの人々が行った申請の扱い及び検討に関する指針については、庇護申請における性同一性問題及び庇護申請におけるジェンダーアイデンティティの問題に

関する庇護申請取扱いに関するインストラクションを参照。

[目次に戻る](#)

2.4 保護

2.4.1 当該個人の恐怖が国家による迫害又は重大な危害についてである場合は、当局の保護を求める又は得ることはできなくなる。

2.4.2 恐怖が非国家主体によるものである場合も、たいていは、当局の保護を利用できない。しかし、警察から支援を受けたことがある LGBT の人々もいる。従って、特殊な事案では、保護を受けられない理由を立証する責任は当該個人にある。[\(国家の保護を参照\)](#)。

2.4.3 国家の保護の利用可能性の評価に関する詳細な情報については、[信ぴょう性及び難民の地位の評価](#)に関する庇護申請取扱いに関するインストラクションの第 8 節 1 を参照。

[目次に戻る](#)

2.5 国内移住

2.5.1 脅威が国によるものである場合は、国内移住は選択肢にならない。

2.5.2 LGBT の人々が非国家主体からの敵意に遭遇する場合は、ガーナの別のどの場所にも移動してもこれを避けることはできないが、危険性がそこに存在しない場合に限り、国内移住を要求することは不当に過酷ではない。意思決定者は、個人の事情を勘案した上で、アクラ及びクマシ(Kumasi)等の、LGBT の人々に少しでも寛容な国内地域に個人が移住できる可能性を探求しなければならない[\(社会の態度及び扱いを参照\)](#)。

2.5.3 意思決定者は、[HJ \(Iran\)](#)の事案において、迫害の恐怖に備えて提案される新しい移住先で自身の性的指向を隠すかどうかによって決まる場合は、国内移住は答えにならないと最高裁判所が指摘したことも考慮に入れなければならない。

2.5.4 国内移住に関する詳細な指針については、[信ぴょう性及び難民の地位の評価](#)

に関する庇護申請取扱いに関するインストラクションの第 8 節 2 及び、庇護申請における性同一性問題に関する庇護申請取扱いに関するインストラクションの決定権の節を参照。

目次に戻る

2.6 却下された場合は、当該申請を証明できる見込みはあるか。

2.6.1 申し立てが拒否される場合は、2002 年国籍、移民及び庇護法(Nationality, Immigration and Asylum Act 2002)の第 94 条の下に『明らかに根拠がない』と証明できる可能性は低い。

2.6.2 証明に関する詳細情報については、2002 年国籍、移民及び庇護法の第 94 条に基づく保護及び人権申立て(明らかに根拠がない申立て)の証明に関する請願指令を参照。

3. 方針の概要

3.1.1 同性間の性行為に関する法律は不明確である。LGBT の人々是不寛容及び差別に遭遇するが、全般的に見ると、LGBT の人々が遭遇する差別及び虐待のレベルは、迫害又は別段の非人間的又は品位を傷つける扱いのレベルに達するようなものではない。

3.1.2 ただし、性質上十分に重大になる目安の蓄積及び、その目安が迫害になる反復性に遭遇することが実証可能な場合には、LGBT の個人からの庇護申請は、受け入れられる可能性がある。どの事案もその本案に基づいて決定する必要がある。

3.1.3 個人が国家主体から脅威を受ける場合は、保護は受けられない。
ただし、個人が非国家主体又は乱暴な国家主体から危険性に晒される場合は、将来的に保護を得られないことを証明する責任は当該個人にある。

3.1.4 LGBT の人々が非国家主体から十分に理由のある恐怖に遭遇する場合は、ガーナの他の場所、特に、アクラ地域に移動する方法でこれを避けられる可能性がある。ただし、そうすることが LGBT の人々にとって不合理又は不当に過酷でないことを条件とする。

3.1.5 申し立てが拒否される場合は、2002 年国籍、移民及び庇護法(Nationality, Immigration and Asylum Act 2002)の第 94 条の下に『明らかに根拠がない』と証明できる可能性は低い。

国別情報

4. 法律上の権利

4.1 憲法

4.1.1 ガーナの憲法は『人種、出身地、政治的意見、肌の色、宗教、信仰又はジェンダー』に関係なく人権を保障している(第 5 章, 12(2))。しかし、性的特徴又はジェンダーアイデンティティに対する言及はない。

4.1.2 他の規定には以下などがある。

- ・個人の威厳の不可侵(Ch. 5, 15(1))
- ・『拷問又は他の残忍で非人間的且つ品位を傷つける扱い又は処罰』又は、『個人の威厳及び人としての価値を損なう又は損ないそうな他の状態を受けないこと (Ch. 5, 15(2)(a) and (b))。
- ・法の下での平等(Ch.5, 17(1))
- ・『ジェンダー、人種、肌の色、民族的出自、宗教、信仰又は社会的或いは経済的地位を理由とする』差別を受けないこと(Ch. 5, 17(2))。
しかし、性的特徴又はジェンダーアイデンティティに対する言及はない。
- ・言論及び表現の自由(Ch.5, 21(1)(a))
- ・思想、良心及び信念の自由 (Ch.5, 21(1)(b))
- ・結社の自由(Ch.5, 21(1)(e))
- ・移動の自由 (Ch.5, 21(1)(g))

4.2 成文法

4.2.1 2003年に改正されたガーナの1960年の刑29の第104条によれば,

(1) 以下に挙げる自然の理に反する交接を行う個人は以下に該当する。

(a) 相手の同意なしに16歳以上の個人と行う場合は、第一級重罪に値するものとし、5年以上25年以下の禁固刑の有罪判決を受けるものとする。

(b) 同意の下に16歳以上の個人と行う場合は、軽犯罪に値する。

(c) 動物と行う場合は軽犯罪に値する。

(2) 自然の理に反する交接は、人間と自然の理に反する方法で又は動物との性交渉である。

4.2.2 刑法第296条(4)によれば、軽犯罪は3年以下の禁固刑に処されるものとする。

4.2.3 『自然の理に反する交接』には、『人間との自然の理に反する方法での性交渉』及び『最低限度の挿入』が含まれる。

4.2.4 国際レズビアン・ゲイ協会(International Lesbian, Gay, Bisexual, Trans and Intersex Association)(ILGA)によれば、女性間の性的関係は合法であるが、男性間の性的関係は違法である。GhanaWebの記事によれば、この法律は、『レズビアニズムに対してはいかなるか形態の処罰も定めていない。』

4.2.5 性転換者の法的地位に関する情報は確認できなかった。

4.2.6 アムネスティ・インターナショナルが2013年に述べたところによれば、憲法審査委員会(Constitutional Review Commission)は、ガーナの最高裁判所は、ガーナ国が同性間の成功を合法化する是非について裁決するべきであり、政府はこの勧告に『注目する』べきだと勧告した。同性愛者の法的地位が解決されたかどうかに関する情報は確認できなかった。

4.3 法の解釈

4.3.1 米務省の2014年版報告書(USSD 2014)の報告によれば、『同性間の性行為について同意する成人を訴追するのに法令を利用する...可否をめぐって国民の間では大きな論議が繰り広げられている。

フリーダムハウス(2015年版報告書)によれば、『同性間の性行為に[その]法律が適用されるかどうかはわからない。』ということである。

4.3.2 GhanaWeb は 2010 年の記事の中で、同性愛に関する国内の論議に『新たな様相が見られる』と述べ、『1992 年憲法下の刑法は、同性愛がどういう意味であるかを明確に解釈していないと『断定的に述べ』、これにより、同性愛行為を有罪と考えるのは、ほぼ不可能であると思っている旨を述べた、クワメ エンクルマ科学技術大学 (Kwame Nkrumah University of Science and Technology) の法律講師 Ernest Kofi Abochie の発言を引用した。

4.3.3 GhanaWeb は 2011 年 11 月 4 日の記事でも、人権弁護士ナナ・オイェ・ライサは、『同性愛を含め、ガーナにおいて憲法で保障された全ての国民の権利』を指摘したと述べた。それによると、同氏は、大統領の同性愛に対する敵視にもガーナの同性愛に対する文化的及び社会的な不名誉にも関係なく、ゲイはその性的好みを実践することに対し、法律又は憲法規定を侵害していることにはならないと述べた。同氏によれば、ガーナ法律及び刑法は同性愛について沈黙を貫いている。』

4.3.4. 在ロンドンガーナ高等弁務官事務所の元儀礼局長ウィリアム・マンフル (William Manful) の 2011 年の記事は、同性間のパートナーシップに関する法的論争について論評した。それによると、「この問題の多面性は、聖職者及び法曹界お含め様々な人々の見解及び進言を引き出している。宗教的見方は、聖書の立場を理由に、ソドミー及び同性間のパートナーシップの徹底した糾弾を要求している。これに対し、忠告を与え、ゲイ及びレズビアン生活様式を違法又は犯罪とする合憲性を論ずるのが法的観点のようである。ガーナの刑事法体系のこれまでの規範は、自然の理に反する性行為を軽犯罪に値する行為とみなしているが、最高国法である憲法はこの問題に言及していない。言うまでもなく、ゲイ及びレズビアンに対する社会的扱いの手引きとなる明確に手付けられた法的地位が採択されるまで、憲法論議は続くだろう。』

4.3.5 アクラの地元紙デイリーガイド(Daily Guide)は、『ガーナ法律は、未成年者が関わる場合又はいずれか一方のパートナーが性行為を強要される場合にのみ、同性愛を良しとしない』と述べた、法務長官で司法相のマーティン・アミドゥ (Martin Amidu) の発言を取り上げた。アミドゥは、『成人男性 2 人が同意の下に、自室で私的に性行為を行う場合は、かかる状況は違法とはみなし得ず、関係者は明らかに自由な立場にあると説明した上で、以下のように述べた。

『法律は個人の行動を監視することを支持しない。自宅はその個人の城である。自室はその個人の城であり、そこですることは他人には関係ない。被告人になるのは、自然の理に反する行為と認識しながら成人を強姦する場合だけである。』

4.3.6 HIV サービス、性的少数派の権利及び人権に取り組む組織、ガーナ普通教育・人権センター(Centre for Popular Education and Human Rights, Ghana)は 2012 年に、カナダの移民難民委員会の調査局(Research Directorate of the Immigration and Refugee Board of Canada)の電話による聞き取り調査の中で、『ガーナでは同性愛は違法であると指摘した。』

4.3.7 ピンクニュース(Pink News)はゲイの権利を扱った 2013 年の公表記事の中で、ガーナのマリエッタ・オポン(Marietta Oppong)司法相は、ガーナの憲法は、法律上の同性愛関係を持つゲイの人々の権利を保護するものではないとする考えを断言した上で、憲法ならばゲイの権利を保護してくれると信じている人々は、最高裁判所にこの問題を持ち込まなければならないと述べた。これは、ゲイの人々はガーナ法律の下に権利を有するとする信念を主張したことで、『物議を醸した』ナナ・オイェ・ライサ(Nana Oye Lithur)ジェンダー・子どもおよび社会保護相(Minister for Gender, Children and Social Protection)が 2013 年 2 月に行った、発言と矛盾する。

5. 国家当局の態度及び扱い

5.1 同性愛行為を理由とする逮捕及び訴追

5.1.1 米 국무省及びフリーダムハウスはいずれも、最近の報告書の中で、2014 年を通じて、同性間の性行為を理由に訴追された成人の報告はなかったと報告した。

5.1.2 カリフォルニア大学バークレー校ジャーナリズム学部のマーク・ルキエ(Mark Luckie)が第 50 回独立記念日(2007 年頃)にガーナに旅行した後に記した日付不詳の論文によれば、『刑法は同性愛を違法であると明示的に記載していないが、同性愛は『自然の理に反する』という解釈の下に、これまで多数のゲイ男性及び女性が逮捕及び収監されている。』

5.1.3 GhanaWeb の 2011 年の記事『ゲイは訴追される可能性がある』で主張されたところによれば、ガートルード・アイキンズ(Gertrude Aikins)公訴局長官は、『同性愛行為に従事して拘束された個人は起訴される可能性がある』と指摘した。アイキンズは、同性愛行為に従事する個人は法に抵触すると述べたが、同性愛は、刑法に関する限りは、ソドミーに比べて下される判決は軽いことを認めた。ガーナ法律は自然の理に反する性行為 - 同性間の性行為を含むと広く理解されている定義を禁じているが、実際には、同性間の性行為で訴追された個人はこれまでほとんどいない。』

5.1.4 複数の情報筋は、性的少数派の逮捕を報告した(が、訴追は報告しなかった)。上記の逮捕事案には、以下などの事件があった。

- 2010 年 5 月に、ゲイコミュニティに協力する男性 4 人が、伝えられるところによれば、性的虐待に関連して逮捕され、ソドミーで起訴された。
- 伝えられるところによれば、警察は 2011 年に、ソドミーを行ったとして男性 3 人を逮捕した。
- 2012 年に、コンドームを所持し、男性と一緒にいたとして男性 1 人が警察に『連行』された。
- ノーザン州(Northern Region)の西マンプリシ(West Mamprusi)郡の郡都で小規模な農業都市のウェールウェール(Walewale)の市警は 2012 年に、同性愛者及び他の若者を同性愛者になるよう『勧誘した』容疑で 21 歳の男性を逮捕した。同市の住民は、男性がコミュニティから追放されなければ男性と家族全員を殺害すると断言していたため、警察によれば、この逮捕は被疑者自身の安全のためだということである。
- 『西アフリカのゲイ男性のブログ』によれば、警察は 2012 年 8 月に、『集団で快楽行為を行った』として、未成年のガーナ人男性 3 人を逮捕した。男性は 2 週間、少年院に収容された。
- 2012 年 5 月に、『予定された結婚式』を複数の『若者』に阻止された後に『違法な慣行』を行ったとして、女性 2 人がジェームスタウン警察(James Town Police)署に逮捕及び拘禁された。女性 2 人は血縁者の介入によってその後釈放された。
- 2015 年 2 月に、同性愛行為を行ったと告発された聖ポール男子高等学校(St Paul's Boys High School)の生徒 2 人が逮捕された。
- 報告によれば、2015 年 8 月に、ゲイの疑いがあることを理由に憤慨した住民が殺すと脅したのを受けて、21 歳の学生が警察に逮捕された
- 2015 年 9 月 16 日に、グレーターアクラ州(Greater Accra Region)のガ・ウェスト郡(Ga West)のアマサマン警察は、学校の敷地内で同性間の性行為を行った男性 2 人を逮捕した。

5.2 警察の暴力

5.2.1 国際レズビアン・ゲイ人権委員会(International Lesbian and Gay Human Rights Commission) (ILGHRC)の 2011 年 2 月の報告書で指摘されたところによれば、『警察又は他の国家機関による又はそれと結託した『ゲイバッシング』及び『身体的暴行』が発生している。』報告書の当該セクションは、『HIV/エイズの若い感染者の教

育, ST 及び人権』に取り組む組織, ガーナ普通教育・人権センター(CEPEHRG)のマックダーリン・コビナー(Mac-Darling Cobbinah)によって執筆された。

5.2.2 USSD の 2014 の報告によれば、『警察又は政府が LGBT の人々に暴力を働いた事案は報告されなかった』が、『LGBT の人々に対する警察の不名誉扱い, 威圧及び態度が, 被害者が虐待事件を届け出なくなる要因になっている可能性がある。』

報告の続きによれば, しかしながら, 全般的に見ると, 『憲法及び法律はかかる行為の実践を禁じているのに対し, 信ぴょう性のある複数の報告によれば, 警察は被疑者, 収監者及び他の民間人を殴打又は他の方法で虐待した。人権・行政司法委員会 (Commission on Human Rights and Administrative Justice)によれば, 被疑者及び他の民間人の殴打は国内各地で複数発生したが, 被害者が正式な苦情申立てを提出するのを不本意としたため, 公式のルートでは概して報告されなかった。警察は申立てを概ね否定するか, 行使した武力レベルの正当性を主張した。伝えられるところによれば, 軍関係者も虐待を行った。複数の非政府組織(NGO), 弁護士及び市民団体組織は, 警察の過度な武力行使を批判した。

5.3 嫌がらせ及び恐喝

5.3.1 ILGHRC の 2011 年 2 月の報告は, 『男性間性交渉者(MSM)の権利及び女性間性交渉者(WSW)の権利が広く且つ定期的に侵害される刑事免責の環境』について述べた。この報告書の結論によれば, 同性愛は定期的に, 『たいていは警察又は他の国家機関による又はそれと結託した』嫌がらせ及び恐喝の対象になっている。報告書は, ゲイ及び両性愛者男性の密告に焦点を当てており, 次のように述べた。

『密告は, 他人, 知り合い, 雇用者, 同僚, 友人又は場合によっては家族 - 実際には他の個人が秘密にしておきたい情報を入手することが可能な全ての個人によって行われることがある。両当事者間にそれまで何の関係もなかった場合でも, 密告者又は恐喝者が被害者に接近した事案も少数ながらある。被害者について多くを知らない他人の場合は, 密告ではなく, 相手から金銭, 財産, 性行為又は労役を得るための恐喝という手段を使うことが多かった。』

5.3.2 報告書の当該セクションは, 『HIV/エイズの若い感染者の教育, ST 及び人権』に取り組む組織, ガーナ普通教育・人権センター(CEPEHRG)のマックダーリン・コビナーによって執筆された。

5.3.3 USSD は、全般的に見て、警察が企図する嫌がらせ及び恐喝に複数の個人が遭遇していると報告した上で、『信頼できる複数の報告によれば、警察は、民間の借金取立人さながらに行動し、違法な検問所を設置し、被拘禁者に遺恨を持つ仕事関係者から得た賄賂と引き換えに民間人を逮捕する方法で金銭をゆすり取っている』と追記した。他の職権濫用には、被疑者の起訴の遅延、犯罪者と警察の癒着の噂などがあり、警察の無能さに対する国民の意識は広範囲に及んでいる。これは、警察に対する一般的な意見であり、LGBT の人々直接関係するものではない。

5.3.4 CEPEHRG は 2012 年に、カナダの移民難民委員会の調査局(Research Directorate of the Immigration and Refugee Board of Canada)の電話による聞き取り調査の中で、性的少数派は警察から恐喝を受けていると主張した。CEPEHRG によれば、『LGBT の人々のパートナーの中には、LGBT の人々から性行為を強要されたと報告する者もいる』、そして、『警察は捜査をしないで LGBT の人々に責任を負わせ、LGBT の人々を起訴及び処罰している』ということだが、委員会によれば、この情報も裏付けることはできなかった。

5.4 国の保護

5.4.1 カナダ移民難民委員会が 2012 年の報告書の中で述べたところによれば、『オーストラリア難民上訴裁判所(Australian Refugee Review Tribunal)によると、「ガーナの警察は、同性愛者に対する虐待の申立てに「概ね対応しない」ため、同性愛者の虐待被害者を支援する可能性はまずない。

5.4.2 アムネスティ・インターナショナルは 2013 年に、『ガーナ政府が性的指向又はジェンダーアイデンティティに基づく攻撃の調査を約束したこと』は高く評価したが、『ガーナ政府が同性間の関係の非犯罪化及び、同性愛嫌悪症の風土及び LGBT の人々に対する差別の撲滅を求める勧告を拒絶したことに極めて失望した』。

5.4.3 USSD の 2014 年に関する報告書によれば、『警察は LGBT の人々に対する虐待又は暴力の申立てを調査するのを不本意とした。HRAC[人権擁護センター、NGO]によると、収監されているゲイ男性はたいてい、性的虐待及び他の身体的虐待を受けた。知る限りでは、政府はこの虐待に加担した個人の調査又は処罰に向けた措置を講じなかった』。(第 5 節)同報告書によれば、しかし、人権侵害について見ると、『政府は、治安部隊か政府の他の部門かを問わず、人権侵害を犯した関係者を訴追及び処罰するための措置を講じた。ただし、警察の刑事免責は依然として問題であった』。(要旨)

5.4.4 USSD が保護について述べたところによれば、

『警察庁長官，CHRAJ[人権・行政司法委員会]及び警察諜報及び専門基準部隊(Police Intelligence and Professional Standards Unit)(PIPS)は，治安部隊が過度の武力を行使したという申立てを調査した。PIPS は統計データを入手できた直近の 2013 年に，新たに 788 件の苦情を受理した。このうち 320 件は終了しており，468 件は 2014 年末時点で，調査中であった。新たな事案 788 件の多くは，職業上の規範に反して事案が処理されたり，警察の不正行為を伴ったりした。』

5.4.5. フリーダムハウスは 2015 年の報告書の中で，特に LGBT の人々に関してというわけではなく，以下のように述べた。『ガーナの警察は長い歴史を通じて，過度の武力行使，恣意的逮捕，被疑者の勾留延長及び賄賂の要求を行ってきた。2014 年 3 月に，ガーナの警察庁は，そのイメージ及び有効性向上に向けて一連のイニシアティブを立ち上げた。これには，懲戒手続きの厳格化及び新たな訓練期間の創設などがあった。2014 年第 1 四半期を通じて，警察諜報・業務基準部隊は 21 人の職員を解雇し，残忍な行為及び不正行為等の様々な犯罪でさらに 9 人を降格した。』

5.5 政府関係者の公式声明

5.5.1 フリーダムハウスの 2011 年の報告によれば，政府関係者から発せられた表現は，『ガーナ人のレズビアン，ゲイ，両性愛者及び性同一性障害者(LGBT)の人々に危険な環境を生み出しており』，デビッド・テット(David Tetteh)議員は，『同性愛者の公開リンチ』を要求した。

5.5.2 アムネスティ・インターナショナルの 2011 年 7 月 27 日の報告によれば，ガーナのポール・エバンズ・エイドゥ(Paul Evans Aidoo)ウェスタン州相は，国内のゲイ男性及びレズビアンを全員逮捕するよう要求した上で，地主及び賃借人に，ゲイ又はレズビアンと疑われる個人を全て報告するよう要求した。この事件は BBC，インデペンデント紙及びアルジャジーラ(Al-Jazeera)でも報道された。

5.5.3 CEPEHRG は 2012 年に，カナダの移民難民委員会の調査局(Research Directorate of the Immigration and Refugee Board of Canada)の電話による聞き取り調査の中で，ジョン・エバンズ・アッタ・ミルズ前大統領は，同性愛の撲滅に向けた宣言をして，同性愛を公然と糾弾したと述べた。Myjoyonline.com が 2012 年 8 月 1 日に報じたところによれば，『ジョン・エバンズ・アッタ・ミルズ大統領は，ガーナ政府は，同性愛はガーナ人の文化と規範に反するという方針に立っており，従って，政府

は今後も国民の希望を裏切ることはないだろう...と述べた上で...ガーナ社会が同性愛に難色を示す限り、政府は同性愛の実践を支援することはないと述べた。2011年11月2日のBBCの報道によれば、ジョン・アッタ・ミルズ大統領は、同性愛の合法化を認めない場合は、財政援助を打ち切るとする英国政府の威嚇を拒絶し、『アッタ・ミルズは、英国政府はガーナにその価値観を押し付けることは不可能であり、同性愛を合法化する意思は全くないと述べた。』アッタ・ミルズ大統領は2012年7月に逝去した。

5.5.4 ピンクニュースは、ゲイは『病人』であり、『精神的治療』が必要だ、『アメリカは新たなソドミー奴隷貿易に断固反対しなければならない』と述べた、2009年から2013年までガーナ議会の第2副議長を務めたマイク・オックワエ(Mike Ocquaye)の発言を取り上げた。

5.5.5 ウェブサイト Erasing 76 Crimes は2013年10月4日付の記事の中で、現ガーナ大統領ジョン・ドラマニ・マハマの発言を引用した。それによると、「最後に勝たなければならないのは法律だと思う。例えば、性的指向を理由に殴打されたり命を奪われたりしてはならないが、我が国には、同性愛に対する強い文化的敵意が存在する。」

5.5.6 ピンクニュースの2015年9月8日の報告によれば、大統領候補ジョージ・ボアテング(George Boateng)は、選出された場合は、銃殺隊によってゲイを全て抹殺する意向を述べた上で、「このような恐ろしい行為を社会から全て排除するためのハウスクリーニングを行わなければならない」と述べた。

LGBTの人々を保護するとするガーナ政府の公式声明

5.5.7 国連人権理事会(UN Human Rights Council)は2012年に、『特に、警察の残忍且つ過度な武力行使の事案に見られる拷問及び虐待の暗黙性に取り組むための対策を講じ』且つ、『性的特徴等を理由とする民間人への暴力行為を防ぎ且つ、それに対する説明責任を徹底するための措置を講じる』ようガーナ政府に勧告した。ガーナ政府は、これ既に実施されていると考えた。

5.5.8 USSD2013の報告によれば、『前CHRAJ[警察庁長官]も現警察庁長官も、差別の撲滅を明言し、憲法が定める全ての国民の人権を保護する必要を支持した。2011年11月の複数の報道によれば、キャメロン英国首相は、LGBTの権利に対する実績が乏

しい国に対し、直接的支援を中止する考えを述べた。故ミルズ大統領は、ガーナは憲法が定める人権保護に専心すると約束したが、法律の改正に着手する意思は示していない。』(人権侵害の救済を参照)

5.5.9 アフリカ男性のための性の健康と権利(African Men for Sexual Health and Rights)(AMShR)が 2014 年に述べたところによれば、大統領は[宗教集団からの『圧力を無視し』、オイェ・ライサを指名した。これは『同氏のゲイ及び人権問題に対する考え方を理由に、複数の報道番組、メディア及び他の非公開討議で多くの論議を呼んだ』。

5.5.10 ヒューマンライツ・ファースト(Human Rights First)の 2014 年の報告は、『全ての民に平等と威厳を守るために立ち上がる』アフリカで生まれた『平等を求める声』を引用した。この報告は、『全ての - 同性愛者を含む - 国民の権利を保護するべきだ』と述べた、ナナ・オイェ・ライサジェンダー・子ども及び社会的保護相の発言を取り上げた。この報告は、『同性愛は罪ではない』とする、バチカン正義と平和評議会(Pontifical Council for Justice and Peace)の議長、ピーター・コドヴォ・アピア・タークソン(Peter Kodwo Appiah Turkson)枢機卿の言葉も引用した。

[目次に戻る](#)

6. 社会規範

6.1 市民的自由

6.1.1 フリーダムハウス(2015)は、ガーナを『自由な』国に分類し、『表現の自由は憲法で守られており、実際に、概ね尊重されていると述べた。ガーナの報道環境は多様且つ活発であり、国営及び民間テレビ及びラジオ局並びに、複数の独立した新聞及び雑誌社がある。』と述べた。

6.1.2 米 국무省は 2014 年について、ガーナは憲法に基づく民主国家であると説明し、自由且つ公正な選挙が行われており、憲法も法律も言論と報道の自由を定めているが、政府はこの権利を制限することがあったと述べた。

6.2 宗教

6.2.1 CIA ワールドファクトブックはガーナの人口(2630 万人)の宗教構成を以下の

ように説明している。

キリスト教徒 **71.2%**(ペンテコスタ派／カリスマ派 **28.3%**，プロテスタント **18.4%**，カトリック **13.1%**，その他 **11.4%**)，イスラム教徒 **17.6%**，伝統宗教 **5.2%**，その他 **0.8%**，無宗教 **5.2%**(2010 年の推計)。信教の自由に関する米 국무省の 2013 年版報告書の結論によれば，ガーナは概ね，信教の自由を尊重しており，平和的な宗教的共存が見られる。

6.3 婚姻

6.3.1 社会制度とジェンダー指数(Social Institutions and Gender Index)が 2014 年に述べたところによれば，女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約(Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women)(CEDAW) 委員会に提出された政府の直近の報告書を見ると，『ガーナには 3 つの婚姻形態があり，このうち 2 つ - イスラム教徒の婚姻及びキリスト教徒の婚姻 - は 1884 年から 1885 年の婚姻法の下に執り行われる。3 つ目の形態，慣習婚(内縁)は，依然として，慣習法が適用されるが，この婚姻には，1971 年の婚姻婚条項法の一部の条項も適用される。』報告書の続きによれば，『ガーナの女性が移動及び公共の場の利用機会に関連する法的制限を受けているという報告はない。』

与論及び一般的な扱い及び宗教当局の扱いも参照。

[目次に戻る](#)

7. 社会の態度及び扱い

7.1 LGBT 集団と人権 NGO

7.1.1 フリーダムハウスの 2011 年 8 月の報告によれば，ガーナには登録された LGBT 組織はなく，政府は 2006 年に LGBT の権利会議を非合法化した。BBC もこの出来事も報道した。

7.1.2 しかし，ガーナには，以下の LGBT 組織があると報告されている。

- ・ガーナ普通教育・人権センター (CEPEHRG)
- ・ガーナ同性愛反対同盟(CAHG)。ただし，2015 年の活動に関する情報はない。

- ・ガーナ人権擁護センター。2008 年設立。上記のウェブサイトには、LGBT の人々と協力した取組みの概要が示されている。

『HRAC は、LGBT コミュニティ、コミュニティサービス団体、NGO 及び政府機関を対象とした、LGBT の権利拡大ワークショップの主催を精力的に行った。

『これまでのところ、HRAC はアクラでの 2 回のワークショップ及びタコラディでの 2 回のワークショップを成功させた。上記のワークショップの目的は、恵まれない人口集団、特に、LGBT コミュニティの権利擁護及び保護の強化を実現するのに必要なツールを参加者に提供することである。このワークショップには、LGBT コミュニティの権利及び権利保護に向けた戦略について教育を施す方法で、LGBT コミュニティの権利を拡大するという目的もある。

『HRAC は、LGBT の人権に関する手引きも作成した。これは現在、LGBT の権利ワークショップに出席した様々な利害関係者によってレビューが進められている。この手引きが完成すれば、ガーナ人 LGBT コミュニティに対する参考ガイドになり、これには、LGBT の人々の経験談及び LGBT コミュニティがその権利を侵害された時に支援を求めることができる機関に関する情報も掲載される予定である。』

7.1.3 デイリーガイドは 2011 年 7 月 30 日付記事、『ガーナにおける同性愛：権利それとも倒錯者か』の中で、アムネスティ・インターナショナルガーナ支部の LGBT の権利問題に対する姿勢は『中立的』であるように見えると報告した。それによると、ガーナ支部長のローレンス・アメス(Lawrence Amesu)は、『当方の立場は単純で、賛成も反対もしない』と述べた。

7.1.4 の代表は、カナダの移民難民委員会の調査局(Research Directorate of the Immigration and Refugee Board of Canada)の電話による聞き取り調査の中で、CEPEHRG は『LGBT の被害者に保護を提供するべく努力しているが、十分な保護を提供する手段又は場所がないと述べた上で、CEPEHRG は問題を避ける方法を教えるためのセキュリティ訓練を行っていることを示唆し、2012 年 3 月にジェームスタウンで LGBT の人々に対する暴行事件が発生して以降、同組織は他の組織と協力して、数人の被害者を自宅から移動させるのを助けたと述べた。同氏は、この組織は政府及び民間人の両方から閉鎖するよう威嚇されてきた。』と述べた上で、『LGBT の被害者は一部の人権擁護組織に暴力行為を訴えることができるが、同性愛は違法であるため、訴える手段がほとんどない。』と付け加えた。

7.1.5 USSD 2014 によれば、『CHRAJ, 人権擁護センター(HRAC)及びノアの方舟基金(Ark Foundation)等の様々な国内及び国際人権擁護団体は概ね、政府の制限を受けずに活動し、人権事案について調査し、その結果を公表した。政府関係者は概ね協力的で、団体の見解に対応した。』フリーダムハウス 2015 によれば、『NGO は概ね自由に活動することができ、政府の説明責任及び透明性を確保する上で重要な役割を果たしている。』上記の NGO が LGBT の権利を擁護しているかどうかについては、この情報筋からは明らかでない。

7.2 ゲイの『活動環境』又は『コミュニティ』

7.2.1 オーストラリア難民上訴裁判所の 2010 年の回答には、以下の情報が記載された。

『アクラにはゲイが入店できるバー、レストラン及び他の集会所がいくつか[ある]。これらの場所は、ゲイ又はゲイに配慮した姿勢を公然と宣伝せず、むしろ、インターネット上のゲイのチャットサイトに掲載される支援についての口コミやメッセージに任せている。このような場所の宣伝は慎重に行われているにもかかわらず、アクラに住むあるゲイ男性によれば、「アクラやクマシには...事実上のゲイバーが複数あることはよく知られており、ゲイはそこでは毎週末に交流を図っている。」

GhanWeb.com 上の記事の中で K Simpa 氏が述べたところによれば、こうした場所は周知であるにもかかわらず、「警察やゲイに憤怒する激情的な集団が石油爆弾で武装してこの場所に押しかけたり、女性と性行為をしなければ、施設を燃やすと脅迫したりこともない。カミングアウトしたゲイ(既婚者及び独身)は複数人おり、近所で知られていて、「思い知らせる」ために刑務所に強制連行されたことはない」...宿泊料を払いさえすれば、男性 2 人でダブルベッドを一晩共有することを許可するホテルも複数ある。たいてい何がおこるかわかっているが、ホテル側は現実的な実業家であり、道徳を振りかざす警官ではないと自認している。

『十年にわたって営業しているアクラで唯一のゲイバーはヘンリ(Henri)である。しかし、2010 年 8 月に Gay Ghana のウェブサイトに掲載された投稿によれば、ヘンリは閉店し、「クラブを建て直す計画はない」ということである。かつて人気があった様々な階層が交流する店、Strawberry and Karldorf も「ゲイに人気がなくなった」ということである。

『アクラの地元オンライン紙 Today は 2009 年 12 月に、「Papa Ashawo」と呼ばれる地区及び立地に関する「調査」報告書を公表した。この一帯では、同性愛行為がアク

ラに拡大」している。これに反論する報告書は、ゲイ集団を受け入れる店舗及び場所を以下のように記載している。「Papa Ashawo は、アクラのスラム街の全てを象徴する不規則に広がる郊外、マディーナのゾンゴジャンクション(Madina-Zong Junction)で有名である ...アダブラカ(Adabraka)、ラバディ(Labadi)、チョーカー(Chorker)及びマンプロビ(Mamprobi)といった他の地域は、ごく最近になって、男性同士の性行為が見られるようになった。ここでは、男性同士の婚姻者や性関係が堂々と見せびらかされている。」Today は男性の売春が行われている場所の名前も挙げている。それによると、Nikki のレストランバー、「opposite Oman FM」は最も旬な男性売春の安息地と説明されている。当方の調査チームの調査結果によれば、性行為は、Niiki レストランバー内にある複数の小部屋に分かれたゲストハウスで行われている。』

7.2.2 GhanaWeb の 2013 年 8 月付の記事『ガーナはゲイの数でアフリカ 1 位』によれば、『ガーナは、国外居住者のパートナーを求める同性愛者『志願者』がアフリカで最も多く登録されている国である。これは、同性愛者の情報が豊富なオンラインウェブサイトの情報である。』この記事の続きによれば、

『...このサイトでは、国内十八(18)箇所のゲイのたまり場になりそうな場所も、ゲイが交流する特定の日程と共に詳しく説明している。こうしたたまり場には、アクラモール(Accra Mall)のラプソディ、オスの Chester's、リングロードの Coconut Groove、Le Reeve in circle 及びレゴン(Legon)地域のガーナ大学などが挙げられている。

『このサイトは、こうした地域の「極めて危険な」性質を理由に外国人の立入り禁止区域」に指定されたアクラの特定地域も示している。アクラのこのような「極めて危険な」地域の 1 つは、アチモタ(Achimota)にあるクリスチャンビレッジ(Christian village)の村である。

「クリスチャンビレッジ(アチモタ)には特に注意すること：立入り禁止区域になっている。
極めて危険である。』

7.2.3 Speak Ghana の記事は『LGBT コミュニティ』だけでなく、ゲイ活動家の発言も取り上げた。それによると、『ガーナには LGBT 全員のための統一された傘下組織はない。LGBT を統一し、LGBT の権利を求めて戦い、保健医療、精神的支援及び他の形態の支援を LGBT に提供してくれるような傘下組織はない。LGBT の[人々]に対する支援、結社及び資金調達援助はない。』

7.2.4 2015 年 8 月に更新された FCO の(ガーナ人向けではなく)英国人向け渡航ガイドによると、『同性愛者は違法である。小規模のゲイコミュニティはあるが、『活動環境』はなく、ガーナ人の多くはかかる行為の存在を受け入れていない。』

7.3 世論

7.3.1 情報提供者のガーナ系紙によれば、2012 年時点で、人口の 82%以上が同性愛を嫌悪していた。この 82%という数字は『国内の様々な宗教集団の比率を表形式化する方法で集計された... これは、同性愛の実践を避難するために公表された母集団である。』

7.3.2 Human Rights First の 2014 年 7 月の論文によれば、『最近のピュー研究所の調査[2014 年]によると、ガーナ人の 98%が、同性愛は「道徳的に容認できない」と感じている。これは調査した国の中で最も高い比率である。』

7.4 暴力及び差別

7.4.1 CEPEHRG の広報担当官はカナダ移民難民委員会の電話による聞き取り調査の中で、LGBT の人々に対する虐待は『日常茶飯事』である。と述べた。例えば、『ヴォルタ州で活動する HIV／エイズのピアエデュケーターは、複数の暴漢に殴打され、警察に連れて行かれた。』広報担当官は、『この男性は、性的指向がアクラで発覚したことを理由に個人的に攻撃されたと付言した上で、加害者は所持品を全て取り上げて警察に連れて行ったと説明した。話の続きによれば、警察は捜査を行わず、男性の所持品をまだ持っていたにもかかわらず、暴漢に帰るよう指示した』ということである。米 국무省も 2013 年にこの事件を報告している。

7.4.2 ウェブサイト Erasing 76 Crimes は、ガーナにおけるゲイの生活の説明を一部抜粋したが、情報元(GayGhana.org) のアクセスは入手できなかった。それによると、

『男性の妻が、ゲイは「クズ同然」だからと言ってゲイであることを侮辱した[原文どおり]時に、私は[その男性の妻に]反論する権利がないと考えた男性から殴られた。どうすれば反論する権利を持てるのか知りたい。男性は「お前は何者だ。同性愛者が妻にそんな口のきき方をするのか。」と言った。

『ガーナで暮らすゲイ／同性愛者は恐怖状態にある...葬儀に出席する時でさえ、ゲイは愚か者だと考えている複数の若者に殴られる。ゲイは襲われ物を盗まれる。みんなに言われることは決まっている。「こんな時にそこで何をしている、だれから来てもいいと言われた」と言われる。

7.4.3 USSD 2014 の報告によれば、**HRAC**[人権活動センター(**Human Rights Action Center**)]によると、『収監されているゲイ男性はたいてい、性的虐待及び他の身体的虐待を受けた。』報告書の続きによれば、『**2014** 年を通じて、警察又は政府が **LGBT** の人々に暴力を働いた事案は報告されなかった』が、『**LGBT** の人々に対する警察の不名誉扱い、威圧及び態度が、被害者が虐待事件を届け出なくなる要因になっている可能性がある。』

7.4.4 Gay Star News の **2014** 年 **5** 月の報道によれば、性的特徴を理由にゲイ男性 **1** 人をリンチしたとして、若いイスラム教徒の犯罪集団が警察に指名手配された。複数の報告によれば、地元の村民は、警察の捜査に協力するのを拒否し、リンチされた男性の恋人を探そうとしていた。この事件は他の複数の報道機関にも報道された。

7.4.5 アフリカ男性のための性の健康と権利が **2013** 年の報告書の中で述べたところによれば、『**2013** 年を通じて、ガーナでは、同性愛嫌悪及び **LGBT** の人々の人権侵害に関連する事件が多数発生した。』これには、ジェームスタウンで発生した有名な事件及び以下のような他の事件などがあつた。

『**2013** 年にはアクラのラパス(**Lapaz**)近郊でも、少年の一団が、ゲイであることがわかった直後に、近所の賃貸アパート内でゲイであることがわかった男性複数人を暴行する事件が発生した。

ガーナのブロング＝アフアフォ(**Brong Ahafo**)州のスニャーニで、ゲイ男性が殺害された。犯人はガーナのクマシから来たということである。この記事が報道されると家族は困惑し、息子がゲイであることを否定した。このため、警察は捜査を中止した。アクラで別のゲイ男性が首つり自殺を図ったが、この男性が家族を虐待及び同性愛嫌悪で告発したため、調査は行われなかった。』

7.4.6 アクラを拠点とするデイリーガイド紙の **2012** 年 **3** 月 **31** 日付の記事の報道によれば、『ゲイ男性とその同性愛交流会の仲間が数日前にアクラの **Ga-Mashie Youth for Change** によって襲撃され、パーティー会場から追い駆けられた。男性らがこの地域でゲイの結婚現象が増えていると発言したことが原因であつた。記事の続きによれ

ば、『彼らは逃げられなかった女性の友達の何人かを殴り、携帯電話と金銭を取り上げ、裸にした...杖やカトラス、石やビンを持って追いかけてきた...『この襲撃』によって被害者は、コミュニティを去り、FIDA 及び警察の Domestic Violence and Victim Support Unit (DOVVSU) に避難を求める以外に選択のない状況に置かれた。』

7.4.7 記事の続きによれば、

『Ga-Mashie Youth for Change は、ゲイの活動は地域社会の道徳心を蝕むものであるため、コミュニティにおけるその行為の拡大を止めるために行動を起こさざるを得ないと主張した。

「若者団体のコーディネーター、ダニエル・ウェッテイ (Daniel Wettley) は、あの場所に侵入したのはゲイの活動を止めるためであって、誰かを傷つけたり、ゲイを殴ったりするためではないと話した上で、「我々は、それ(同性愛)に反対する自分達の気持ちを印象付けたい」のだと付け加えた。

『同氏は棒を持ってゲイ男性を追いかけて、ディスクジョッキーに音楽を止めるよう命令したことを認め、主な目的は活動を中止させることで他には何もないと話した。「我々はだれも殴らなかった」ということである。

この事件は米務省のガーナに関する人権報告書 2012 年版でも報告された。

7.4.8 CEPEHRG の代表も、カナダ移民難民委員会の電話による聞き取り調査の中で、この事件について言及した。この代表によれば、『加害者は、性的少数派を探し出すために、ジェームスタウン近郊の「家庭を」奇襲し、追い回して殴ったということである。同氏の付言によれば、この自宅奇襲を通じて、レズビアンが性的及び身体的虐待を受けた...加害者は人前で暴力を振るい、テレビやラジオでそれについて話した』が、『警察はこの者たちの行動を止めなかった』。加害者によれば、それどころか、『警察はこの襲撃の実行に同意した。』カナダ移民難民委員会によれば、

Myjoyonline.com によると、被害者は国家当局から保護を受けられなかったと申し立て、LGBT の人々9 人がアクラの NGO に逃げ場を求めたが、人権擁護センター (HRAC) によれば、警察は襲撃加害者の捜索を開始したということであるが、情報源は特定できていない。

7.4.9. アクラを拠点とするデイリーガイド紙によれば、人権擁護センター(HRAC)の事務局長(で大臣を兼務する)ナナ・オイェ・ライサは、『アッシャー(Ussher)及びジェームスタウンの現状を「ガーナの寛容な社会であったため」驚いていると述べた。

『同氏によれば、ゲイの支持者も反対者も最近では、この問題に対する姿勢を声に出すようになったため、寛容差のレベルに取り組むことは難しい。』ということである。

7.4.10 CEPEHRG は 2012 年に、カナダ移民難民委員会の調査局の電話による聞き取り調査の中で、『性的少数派は、都市部では、その性的指向を公表しなければ、農村地域よりも暮らしやすくなると指摘した。農村地地域は性的少数派が暮らすのが「極めて難しい」場所で...性的少数派が性的指向を公表すると、他の問題以外に、強制退去、恐喝及び強制婚に遭遇する可能性がある。』

7.4.11 ピンクニュースが 2013 年 6 月のゲイの権利に関する刊行物の中で報告したところによれば、20 歳から 28 歳の若い男性 7 人と「同性愛」行為を行ったとする申立てで、教会の牧師が停職処分になった。』

7.4.12 Gay Star News の 2013 年 4 月の報告によれば、国内 2 箇所の高等学校から合計 53 人の生徒がゲイであることを理由に退学処分を受けた。この事件はウェブサイト **Erasing 76 Crimes** でも報じられた。

7.4.13 USSD2014 によれば、『LGBT の人々は雇用及び教育において広範囲の差別を受けた。』フリーダムハウス(2015 年版)の報告によれば、LGBT の人々は『依然として社会的差別を受けている。』

7.5 反 LGBT 抗議運動

7.5.1 米 국무省の 2011 年版報告書によれば、『2010 年 6 月に、ウェスタン州のタコラディ市で 1,000 人を超える抗議者が、同市におけるゲイ及びレズビアンへの活動報告に反対する平和的集会に参加した。伝えられるところによれば、国内でこのような抗議運動が行われるのは初めてのことであった。』ウェブサイト **GhanaWeb** によれば、『1,000 人を超える抗議者』が参加した『抗議デモは、タコラディのイスラム教徒教団が主催したもので、他の宗教集団及び関心を持つ民間人から支援を得た。』ウェブサイト **African Activist** によれば、『この地域[タコラディ]は、レズビアン、ゲイ、両性愛者、性同一性障害者及び半陰陽(LGBT)のコミュニティが活発であり、抗議運動は、同性愛を非合法化できるような措置を政府に要求することが目的であった。』

7.6 サービスの利用機会

7.6.1 **IRIN(統合地域情報ネットワーク)(Integrated Regional Information Networks)**の

2011 年 8 月 1 日の記事、『ガーナにおける同性愛嫌悪の促進要因の理解』によれば、

『現地 NGO によると、最近ガーナで見られる、宗教及び政治指導者による同性愛の批判は、男性間性交渉者(MSM)が保健医療サービスを利用できなくなることを恐れる風潮を醸成する結果になった。ガーナのポール・エバンズ・・エイドゥウェスタン州相は、2015 年 5 月後半に、国内西部で 8,000 人の同性愛者が保健関連の NGO に登録したという報道を受けて、同性愛を『忌まわしく言語道断である』と公の場で述べた(この情報は MSM 向けのサービスにアクセスした人について NGO が維持する記録から出たもののようである)。』

政府関係者の公式声明も参照のこと。

政府関係者による公式声明も参照のこと。

7.6.2 CEPEHRG の代表は、カナダ移民難民委員会の電話による聞き取り調査の中で、『同組織は、近隣住民が人々[LGBT の人々]がサービスを利用するのを不快に感じたため、保健医療サービスの閉鎖を余儀なくされた。』と主張した。

7.6.3 上記の代表の付言によれば、『LGBT の人々の多くは立退きを強制され、路上で生活し、学校にも通っていない...LGBT の人々が教育を受けるのは「極めて困難であり」、学生がその性的指向を公表しなくても、学校でからかわれたり殴られたりする可能性がある』ということだが、カナダ移民難民委員会はこれを裏付ける情報を入手できなかった。

7.6.4 Erasing 76 Crimes の 2012 年の報告によれば、

『ゲイ男性は、性感染症の場合は特に、病院に治療を受けに行かない。この疾患の多くは、治療を受ける前に、性交渉の相手を同伴するように求められる。ゲイの性交渉は犯罪と説明されているため、男性の多くは帰宅すると病院のことは忘れて、友人に助けを求める。』

『ガーナでは HIV 予防措置は多数実施されているが、LGBT(レズビアン、ゲイ、両性愛者及び性転換者)は度外視されている。このコミュニティを対象とする予防又は啓発措置はなく、これによって、ガーナ社会は多くの損害を被っている。』

7.7 宗教的扱い

7.7.1 ILGA の 2011 年 8 月 8 日付の記事の報道によれば、『宗教指導者、政治指導者及び伝統的な指導者も報道機関の論者も、同性愛を国家安全保障に対する脅威であり、病的であり、非アフリカ人的である、且つ／或いは不信心者であると非難した。』

7.7.2 フリーダムハウスが 2011 年に述べたところによれば、『イスラム教徒集団及び Christian Council of Ghana 等のキリスト教徒集団は、同性愛を擁護する政治家に反対する集会を動員した。』 CEPEHRG は、カナダ移民難民委員会調査局の電話による聞き取り調査の中で、『宗教指導者は同性愛を厳しく糾弾した』と指摘した。

7.7.3 GlobalGayz のニュースダイジェストに掲載された 2011 年 8 月 10 日のニュース記事、『ガーナの教会がゲイの『治療』施設を設置』によれば、

『ガーナ長老派教会(Presbyterian Church of Ghana)は現在、ゲイ及びレズビアン』の『社会復帰』及び『療養』を目的とする治療施設を設立する予定である。宗派の長を務める主教で教授のエマニュエル・マーティ(Emmanuel Martey)が Ghana News Agency に話したところでは、『同性愛は社会に急速に普及しつつあり』、確認する必要がある。ゲイもレズビアンも複数の脅威に直面しているが、『定期的に祈りをささげれば、『治癒される』だろう』と述べた。

7.7.4 デイリーガイド紙の報道によれば、『宗教集団は、同性愛に反対する戦いの最前線に立っている。』主教で大学教授のガーナ長老派教会の総会議長、エマニュエル・マーティは、『全ての人に影響を与えるため、同性愛については、私生活上の事柄をみだりに公開されない法的な保障と権利はなかったと述べた上で、「母親が自分の部屋でその子どもを殺し、夫が自分の部屋でその妻を殺したとしよう。それは部屋というブラバシーである。法律がそれをどう追及するというのか」と疑問を呈した。

7.7.5 報告の続きによれば、

『Christian Council of Ghana は、同じようなやり方で、同性愛の実践を批判的にとらえ、政府に同性愛を合法化しないよう要請した。一部の牧師は、加入者にこの実践を支持する政党に投票しないように指示した。

『牧師によれば、同性愛は忌み嫌うべき言語道断の行為であり、ガーナで合法化されれば、この国は神の怒りを招くことになり、その影響は耐えがたいものになる。

『最高位イマーム(National Chief Imam)のシェイク・オスマン・ヌフ・シャルブトゥ(Sheik Osman Nuhu Sharubutu)も、イスラム教教団を代表して、この行為を嘆き、同性愛及びレズビアニズムをアラーの御目に忌まわしいと強調した...

『ガーナイスラム組織連合(Coalition of Muslim Organizations)(COMOG)もガーナの立法機関である議会に、同性愛者を罰金の選択肢なしに収監するような「同性愛及びレズビアニズム禁止法案」の導入を要求した。

7.7.6 アフリカ男性のための性の健康と権利(AMShEr)の報告によれば、**2013** 年を通じて、『メディアの中で同性愛を嫌悪する論評が強まった。主に宗教指導者によるものだった。』報告の続きによれば、『キリスト教集団及び伝統的な宗教集団の長が率いるヘイトグループが毎日のように出現しており、このグループは『意図的に **LGBT** の人々が創設したオンライン上のソーシャルグループに参加して、強い憎悪を煽り立て、グループの加入者が論じている問題に挑発的メッセージを投稿した。こうしたグループは、一部の出会いサイト上に、ゲイを自宅に誘うための興味をそそるプロフィールを書き込み、所持品を盗む、場合によっては激しく殴ったり他の虐待行為を行ったりすることもあった。**2013** 年を通じて、**5** 人がこのような虐待を普通教育人権センター[CEPEHRG]ガーナ事務所に報告した。こうしたヘイトグループは国内のゲイを見つけ出し、見つけたら襲撃すると脅迫している。こうした中、**1** 人の男性がアクラの **CEPEHRG** 事務所に報告し、**HRAC** に連絡して支援を要請するよう求められた。この男性はガーナのノーザン州のタマラ市からアクラに安全を求めて逃れてきたのであった。』

7.7.7 アフリカ男性のための性の健康と権利が **2013** 年の報告書で述べたところによれば、

『ガーナ社会にはかなりの人数の **LGBT** の人々がいるが、ガーナは依然として、市民の間に定着する同性愛嫌悪、憎悪犯罪及び偽善行為に関連する課題に直面している ...

『キリスト教集団及び伝統的な宗教集団の長が率いるヘイトグループが毎日のように出現している。他にも、「道徳に反する」且つ、ガーナの伝統及び「文化」と相容れないとみなす同性愛に対する姿勢を明記する法律を、今こそ国を挙げて、制定すべきだと考えている政界及び社会でよく知られる人々が参加する集団もある。』ということである。

[目次に戻る](#)